

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年5月24日（平成28年（行個）諮問第78号）

答申日：平成28年8月31日（平成28年度（行個）答申第87号）

事件名：平成17年1月より全てのカーブミラーの所有者から占用料を徴収しているかのように装い、本人に支払いの請求をして占用料を騙し取ろうとしたことが分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成25年12月5日付け国近整総第158号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、全ての保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

処分庁は、平成17年1月より全てのカーブミラーの所有者から占用料を徴収しているかのように装い、審査請求人に対して月々800円ほどの占用料の支払いを請求し、その時期には数十件ある民地からの出入りに使用されるカーブミラーの占用料が全て無料であったことを示す受理簿がある。そのやりとりの記録文書は総務省にも存在することから、処分庁における全ての保有個人情報の開示を求める。

（2）意見書

審査請求人から平成28年6月12日付け（同月15日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

（1）審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、別紙に掲げる本件対象保有個人情報の開示を求めたものである。

(2) 本件開示請求を受けて処分庁は、平成25年12月5日付けで本件対象保有個人情報の不存在を理由とする原処分を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣（以下「諮問庁」という。）に対し、本件対象保有個人情報は不存在のほずがないとして、全ての保有個人情報の開示を求めて本件審査請求を提起した。

2 道路占用許可手続きについて

道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）32条1項の規定により、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者（政令で指定する区間の国道であれば国、その他の国道や都道府県道であれば都道府県、市町村道であれば市町村）の許可（道路占用許可）を受けなければならないが、また、許可を受けようとする者は、同条2項の規定に基づき、道路の占用の目的、期間、場所、物件の構造、工事の実施方法、工事の時期及び道路の復旧方法を記載した申請書を提出しなければならないことになっている。

申請書については、道路占用許可手続きの簡素化を図るため、「「地方建設局長が行う道路の占用の許可等の手続きについて」の運用について」（昭和42年8月28日付け建設省道政発第48号道路局長通達）において、申請内容を複写式とした6種類の様式（①申請書、②警察署長との協議書、③許可書、④債権発生通知書、⑤出張所用占用台帳、⑥事務所用占用台帳）が定められており、これらの様式には、前述の道路法に規定された道路の占用の目的、期間、場所、物件の構造、工事の実施方法、工事の時期及び道路の復旧方法に加え、占用料の額や決裁欄等が記載されている。

また、道路管理者は同法39条1項の規定により、道路の占用につき占用料を徴収することができることとなっている。

3 債権の管理等について

道路占用料に関する債権の発生から徴収までの事務の流れに係る概要は次のとおりである。

(1) 道路管理者は、道路占用料を徴収する道路占用許可を行った場合、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。）12条の規定により、債権が発生したことを歳入徴収官等に対して通知する。

(2) 通知を受けた歳入徴収官等は、債権管理法11条の規定により、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限等を調査し、確認の上、債権管理簿に記載し、又は記録し、債権管理法13条等の規定により、債権について履行を請求するため、債務者に対して納入の告知をする。

(3) 債務者からの納付を受けた日本銀行は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）32条の規定により、領収済みの旨を歳入徴

収官に報告する。

4 カーブミラーの占用料について

指定区間内国道におけるカーブミラーの占用に係る占用料に関しては、「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号道路局長通達）において、「カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件」については、占用料を徴収しないこととし、運用にあたっては、個別案件毎に設置目的、利用形態、交通安全に寄与する程度等を総合的に判断していたが、運用に相当程度の差異が見られたこと、また、カーブミラーが出入り交通のみならず通過交通の安全に果たす役割に改めて鑑み、カーブミラーの占用料の取扱いについて再検討を行い「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」等の一部改正について」（平成17年12月2日付け国土交通省国道利第28号道路局長通達）によって、「カーブミラーが沿道等からの出入りに係る交通のみならず通過交通の安全に果たす効用に改めてかんがみ、カーブミラーについては、一律に占用料を徴収しない。」ものとした。

なお、この通知は、平成17年12月2日から施行されているが、通知の日前にした占用許可に係る占用の期間（当該占用の期間が平成18年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、平成18年3月31日までの期間に限る。）に係るものについては、なお従前の例によるとされている。

5 本件対象保有個人情報について

国が管理する指定区間内国道における道路の占用をする場合には、上述したとおり、道路法32条1項の規定により、道路占用許可手続を行い、道路占用料を徴収する道路占用許可を行った場合には、債権管理法11条の規定に基づき、債権管理簿を作成し、債権の管理を行っているところである。

審査請求人が主張する「平成17年1月より、全てのカーブミラーの所有者から占用料を徴収しているかのように装い、申立人に月々800円ほどの占用料の支払いを請求したこと」については、道路占用許可手続をしているのであれば、上記2のとおり、出張所用占用台帳及び事務所用占用台帳で確認することができ、また、実際に審査請求人に道路占用料を請求しているのであれば、債権管理簿に記載されることになる。また、「その時期には、数十件ある民地からの出入りに使用されるカーブミラーの占用料が全て無料であったことを示す受理簿がある」についても、上記2のとおり道路占用許可状況や占用料の額は、占用許可手続の際に作成される出張所用占用台帳及び事務所用占用台帳で確認することができる。

したがって、出張所用台帳、事務所用台帳及び債権管理簿を本件対象保有個人情報として特定した。

6 本件対象保有個人情報の存否について

行政文書の保存期間については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）10条1項の規定に基づき設けられた、国土交通省文書管理規則14条1項で定めた標準文書保存期間基準により5年間としている。また、同法5条4項において、保存期間を延長することができる」と規定されている。なお、保存期間を延長する場合は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）9条1項3号において、不服申立てにおける手続上必要とされるものであれば当該不服申立てに対する裁決又は決定してから1年間保存しなければならないとされ、同項4号において、情報公開法に基づく開示請求があったものについては決定してから1年間保存しなければならないとされている。

審査請求人は、本件審査請求の趣旨理由として、「平成17年1月より、全てのカーブミラーの所有者から占用料を徴収しているかのように装い」と記載していることから、本件対象保有個人情報は、平成16年度以降の文書が該当すると推察される。

処分庁に確認したところ、本件対象保有個人情報のうち平成18年度以前の文書については、本件開示請求の受理時点においては、保存期間が満了しており廃棄処理されていたとのことである。

7 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象保有個人情報は不存在のはずがないとし、その開示を求めているが、上記6のとおり、保存期間満了後の文書を不存在としている処分庁の説明に不自然な点はないと考える。

また、上記4の通達により、平成17年12月2日よりカーブミラーの占用料は徴収しないとしているところ、平成19年度以降については、本件開示請求に係るカーブミラーの占用に関して占用料を徴収したものは不存在としている処分庁の説明に不自然な点はないと考える。

8 結論

以上のことから、本件開示請求の受理時点においては、本件対象保有個人情報を保有していないとして不存在を理由に行った原処分については、妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月15日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年7月20日 審議

⑤ 同年8月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙に掲げる本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、平成16年度以降に作成された出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿に記録された保有個人情報を特定した上で、本件対象保有個人情報は不存在として不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報は存在するはずであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の特定に関する諮問庁の説明

諮問庁は理由説明書において、以下の理由から、「平成16年度以降の出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿」を対象とする文書として特定した旨説明する。

ア 審査請求人が主張する「平成17年1月より、全てのカーブミラーの所有者から占用料を徴収しているかのように装い、申立人に月々800円ほどの占用料の支払いを請求したこと」については、道路占用許可手続きをしているのであれば、道路占用許可手続きの際に作成される出張所用占用台帳及び事務所用占用台帳で確認することができ、また、実際に審査請求人に道路占用料を請求しているのであれば、債権管理簿に記載される。

イ また、「その時期には、数十件ある民地からの出入りに使用されるカーブミラーの占用料が全て無料であったことを示す受理簿がある」についても、道路占用許可状況や占用料の額は、出張所用占用台帳及び事務所用占用台帳で確認することができる。

ウ さらに、開示請求書に「平成17年1月より、全てのカーブミラーの所有者から占用料を徴収しているかのように装い」とあるので、平成16年度以降の出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定した。

(2) 本件対象保有個人情報の保有の有無に関する諮問庁の説明

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、平成16年度以降の出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿は、道路占用

許可の申請ごとに整備され、その保存期間は、平成23年4月1日以降は国土交通省行政文書管理規則（平成23年4月1日国土交通省訓令第25号）14条1項で定めた標準文書保存期間基準により、それ以前については、平成23年4月1日に廃止された「地方整備局文書管理規則」（平成13年1月6日国土交通省訓令第78号）の別表第2により、同じく5年間とされている。

イ 保存期間の起算日は、平成13年1月6日以降、平成23年3月末までに整備された出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿については、地方整備局文書管理規則34条により「作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日」とされていることから、平成16年度に整備された出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿の保存期間は、平成17年4月1日から起算して5年間の保存（平成22年3月末まで）となる。

ウ 以上のことから、本件開示請求の時点（平成25年11月5日）では、平成18年度以前の出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿は、保存期間が満了しており既に廃棄処理しており保有していない。

なお、当該文書の廃棄については、地方整備局文書管理規則38条において、保存文書の廃棄方法に係る定めはあるが、実際に廃棄した際の廃棄記録の作成に係る定めはないため、その廃棄記録は存在しない。

エ また、平成19年度以降については、「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」等の一部改正についてにより、平成17年12月2日からカーブミラーの占用料を徴収していないため、占用料を徴収した記録のある出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿は存在しない。

なお、平成18年度以前については関係文書が既に廃棄されていることから確認できないが、平成19年度以降については、そもそも審査請求人のカーブミラーの占用実績自体がなく、したがって、審査請求人が占用するカーブミラーに係る記載のある出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿は存在しない。

オ 念のため、審査請求を受けて関係しそうな事務室、書庫等の再確認を行ったが、本件対象保有個人情報を確認することはできなかった。

（3）検討

開示請求の時点において、平成18年度以前の出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿については保存期間が満了して既に廃棄済みであり、また、平成19年度以降の出張所用占用台帳、事務所用占用台帳及び債権管理簿については、カーブミラーの占用料の徴収に係る

記載や審査請求人の占有するカーブミラーに係る記載がないことから、本件開示請求の対象にならないとする上記（１）及び（２）の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、近畿地方整備局において、本件対象保有個人情報保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約２年５か月を経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、本件対象保有個人情報の不開示理由からしても、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、近畿地方整備局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙 本件対象保有個人情報

特定河川国道事務所職員が、申立人が所有する特定地の国道42号に設置するカーブミラーの占用料を「平成16年度は新規・平成17年度は全て徴収することが国土交通省本省で決まった。」として、平成17年1月より、全てカーブミラーの所有者から占用料を徴収しているかのように装い、申立人に支払いの請求をして占用料を騙し取ろうとしたことが分かる情報（特定河川国道事務所管内国道42号民地からの出入りに使用されるカーブミラーの占用料の支払い状況が分かる公文書等も含む）